

はしがき

本書は、日本史の中の人と裁判に着目して、日本の裁判・民事訴訟・民事紛争解決の望ましいあり方を考えることを目的としました。幸い多くの読者を得ることができた旧著『日本人と裁判』（法律文化社、二〇一〇年）を全面的に改訂し、新たに章や写真・コラム（歴史の寄り道①～⑬）を加えて改題もしています。

こんなに面白い学問分野である「民事訴訟・民事裁判」の法が、大学の授業では「民訴」＝「眼素」などと言われ、睡魔を誘つづまらない授業として嫌われがちな現状を何とかしたい思いから執筆したのが本書です。法学・民事訴訟法の教師として、スマセンという気持ちと、もつたいない面持ちが、心情的ない交ぜになっています。社会が複雑化し価値観が多様化しダイバーシティが尊重される現代社会で、民事紛争が生じた場合に、最後に解決の決め手となるのは「手続」であることも少くないからです（新堂幸司『司法改革の原点』〔有斐閣、二〇〇一年〕も参照）。しかも、法学の学びの道は多様であつてもよいと考えるからでもあります。

江戸時代中期の思想家、荻生徂徠（→第5章）は、「学問は歴史に極まり候」と記しました。人間社会も民事訴訟法も、すべて歴史的な所産です。徂徠は、「学問は飛耳長目の道と荀子も申し候」と記し、「飛耳」で海外の情報の価値を語り、「長目」で歴史から学ぶことの意義を説きました。現代に

通じる卓見だと思います。ポール・ヴァレリーが記すように、「湖に浮かべたボートを漕ぐように、人は後ろ向きに未来へ入っていく」ことしかできないからです（つまり、「目に映るのは過去の風景のみであり、明日の景色は誰にも分からぬ」のです。）。

日本では、明治維新以降、不平等条約の早期改正等の懸案から、西欧列強の統治基盤となっていた西欧近代法の継受は喫緊の課題でした。しかし、日本の歴史を紐解けば、太古から正義・司法へのアクセスや合理的な裁判への志向を見出すことができます。日本の中世や近世でさえ、平等かつ公正な裁判や紛争解決・法的救済への志向を読み取ることができるのです。不連続な面はあるものの、現代日本の民事裁判の世界では、アクセス・公正・和などの局面で、日本史の歴史的な伝統を、確かに受け継いでいると考えられるからです。

目まぐるしく移り変わる時代の流れの中で忘れられてしまいかねない近時（二〇二〇年〔令和二年〕秋）の重大な出来事として、法学士・菅義偉の内閣時における日本学術会議会員任命拒否事件を挙げることができます。人文・社会科学系会員候補者のみ六名（第一部会〔人文・社会科学系部会〕改選三五名中の六名）もが、任命権者である内閣総理大臣に任命を拒否された事件です（二〇二三年〔令和四年〕七月現在でも、定員割れという日本学術会議法七条一項を満たさない違法状態が継続しています。憲法七三条一号・四号、九条も参照）。それは、「令和」とは、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味を「込めた」と当時の首相が説明したときの官房長官の行為だったのです。

私は、社会科学系研究者の一市民として、民事訴訟法を憲法価値の実現プロセスを規定した手続法と考えていますが、この事件は、日本国憲法が目指す日本社会の未来を破壊しかねないと考えます（憲法前文、思想・良心の自由〔憲法一九条〕、表現の自由〔同二二条〕、学問の自由〔同二三条〕等を参照）。「民主的社

会においては、自分がより特權的な立場にいるからではなく、自分が他の人間と平等であるからこそ、果さなければならぬ義務がある」と論じ、「今日求められるのは、人々の平等を前提にしたモラルであり、「自分と立場や理想を異にする人々もまた、自分と同じ人間であることに対する共感の能力」で、「そのような他者から学び、自己修正の契機とすること」、「平等社会のモラルに基づ」き、「相互的なりスペクトを可能にする社会という空間を構築し、支えていくことが一人ひとりの個人に求められている」と論じる学者が、任命を拒否されたのです（引用は、宇野重規『〈私〉時代のデモクラシー』（岩波書店、二〇一〇年））。『學術會議問題』などと呼ばれることがあります、問題は日本學術會議の側にあるのではなく、違法な任命拒否をした任命権者にあることは言うまでもありません（彼が、結局一度の総選挙も経験することなく、内閣總理大臣を退いたのは遺憾です。）。九州大学を去つてカナダに渡った量子化学者、藤永茂が『アメリカ・インディアン悲史』（朝日新聞社、一九九一年〔原著、一九七二年〕）で、「インディアン問題はインディアンたちの問題ではない。我々の問題である。」と喝破した事実と重なるのです。

ともかく、物言えば唇寒し秋の風が、学問や大学の世界に（官僚の世界にも）吹いています。これは、思想、政治およびイデオロギーにおける右や左の問題ではなく、人と日本と学問の将来に関する話です。学問に対する畏敬の念の問題でもあります。日本という国は、一三〇〇年以上も前に百済から亡命した学者、鬼室集斯の墓（→「序章」扉写真）を、今日に至るまで滋賀の蒲生野（がもうの）にある小さな村落（この小野の集落）でひつそりと温かく守り続ける、そのような人々の國家だったはずだからです。

このような日本の歴史における人と裁判・司法の歩みを、本書では垣間見ていきたいと思います。

本書の執筆過程では、実に多くの人々や学生たちにお世話をになりました。書物からもしかりです。旧著がご縁でお話をされる機会を得て、多くの内外の方々と意見を交わすこともできました。特に、アメリ

カのノース・カロライナ大学、ドイツのチュービンゲン大学、中国人民大学、台湾の國立中正大学、福井調停協会、神奈川調停協会、中部調停協会、司法書士会連合会等の関係者の方々にも、心から御札を申し上げます。法律文化社の田靡純子さんには社長時代に旧著の新訂をお勧めいただき、梶谷修さんは様々なご示唆を賜りかつ懇切丁寧な編集作業を行つていただきました。しかも、読者のために、素晴らしいサブタイトルを考えていただきました。心から感謝を申し上げます。私たちが、文字通り家族ぐるみでお世話になつた、ノース・カロライナ大学ロースクール名譽教授、William J. Turner先生および奥様の故 Marié さんにも、心から御札を申し上げます。歴史学の学位を有する先生ご夫妻と特にライシャワー博士に日本史を学んだマリフエさんとは、歴史の話をよくしました。本書には、世界を自由に往き来できた時代のそのような懐かしい思い出も込められているのです。

コロナ・パンデミックとウクライナをはじめ世界各地で現在進行形である戦争や内戦が、一日も早く終息し終戦することを願うばかりです。

なお、本書の最初の成立などを理解していただくためには、本書の「あとがき」を参照していただければ幸甚です。本書では写真も用いましたが、すべて私が折に触れて撮ったものを用いました。

二〇二二年（令和四年）四月二五日

冷泉家の隣、花木の咲く同志社大学弘風館にて

川嶋
四郎